

・通所型サービスA(基準緩和)

●1割負担

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	給付率	支給限度額 対象区分			
			イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	日割の場合	事業対象者、要支援1・2							
A7	1001	通所型サービスA/i 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合	事業対象者、要支援1・2	1,438	1月につき	90%	対象			
A7	1002	通所型サービスA/i 1日割		1,438単位	日割の場合	47単位	47	1日につき	90%	対象		
A7	1003	通所型サービスA/i 2		(2)週に2回程度の場合	事業対象者、要支援2		2,897	1月につき	90%	対象		
A7	1004	通所型サービスA/i 2日割			2,897単位	日割の場合	95単位	95	1日につき	90%	対象	
A7	1804	通所型サービスA/i 1/定超	定員超過の場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合 事業対象者、要支援1・2	1,438単位	定員超過の場合 × 70%	1,007	1月につき	90%	対象	
A7	1805	通所型サービスA/i 1日割/定超				47単位		33		90%	対象	
A7	1814	通所型サービスA/i 2/定超				2,897単位		2,028		90%	対象	
A7	1815	通所型サービスA/i 2日割/定超				95単位		67		90%	対象	
A7	1904	通所型サービスA/i 1/人欠	看護・介護職員が欠員の場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合 事業対象者、要支援1・2	1,438単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,007	1月につき	90%	対象	
A7	1905	通所型サービスA/i 1日割/人欠				47単位		33		90%	対象	
A7	1914	通所型サービスA/i 2/人欠				2,897単位		2,028		90%	対象	
A7	1915	通所型サービスA/i 2日割/人欠				95単位		67		90%	対象	
A7	1101	通所型サービスA/i 1/虐待防止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合 事業対象者、要支援1・2	14単位減算		-14	1月につき	90%	対象	
A7	1102	通所型サービスA/i 1日割/虐待防止未実施減算				1単位減算		-1		90%	対象	
A7	1103	通所型サービスA/i 2/虐待防止未実施減算				29単位減算		-29		90%	対象	
A7	1104	通所型サービスA/i 2日割/虐待防止未実施減算				1単位減算		-1		90%	対象	
A7	1111	通所型サービスA/i 1/業務継続計画未策定減算	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合 事業対象者、要支援1・2	14単位減算		-14	1月につき	90%	対象	
A7	1112	通所型サービスA/i 1日割/業務継続計画未策定減算				1単位減算		-1		90%	対象	
A7	1113	通所型サービスA/i 2/業務継続計画未策定減算				29単位減算		-29		90%	対象	
A7	1114	通所型サービスA/i 2日割/業務継続計画未策定減算				1単位減算		-1		90%	対象	
A7	1201	通所型サービスA/i 1/中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合 事業対象者、要支援1・2	所定単位数の5%加算		72	1月につき	90%	対象外	
A7	1202	通所型サービスA/i 1日割/中山間地域等提供加算				日割の場合 所定単位数の5%加算		2		90%	対象外	
A7	1203	通所型サービスA/i 2/中山間地域等提供加算				所定単位数の5%加算		145		90%	対象外	
A7	1204	通所型サービスA/i 2日割/中山間地域等提供加算				日割の場合 所定単位数の5%加算		5		90%	対象外	
A7	1121	通所型サービスA/i 1/同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスAを行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合	376単位減算		-376	1月につき	90%	対象外	
A7	1122	通所型サービスA/i 2/同一建物減算2				(2)週に2回程度の場合		752単位減算		-752	90%	対象外
A7	1131	通所型サービスA/i /送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算		-47	片道につき	90%	対象	
A7	1211	通所型サービスA/i I 1/提供体制加算 I 1	ロ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)	イ(1)週に1回程度の場合	88単位加算		88	1月につき	90%	対象外	
A7	1212	通所型サービスA/i I 2/提供体制加算 I 2				イ(2)週に2回程度の場合		176単位加算		176	90%	対象外
A7	1213	通所型サービスA/i II 1/提供体制加算 II 1			(2)サービス提供体制強化加算(II)	イ(1)週に1回程度の場合		72単位加算		72	90%	対象外
A7	1214	通所型サービスA/i II 2/提供体制加算 II 2						イ(2)週に2回程度の場合		144単位加算	144	90%
A7	1215	通所型サービスA/i III 1/提供体制加算 III 1			(3)サービス提供体制強化加算(III)	イ(1)週に1回程度の場合		24単位加算		24	90%	対象外
A7	1216	通所型サービスA/i III 2/提供体制加算 III 2						イ(2)週に2回程度の場合		48単位加算	48	90%
A7	1221	通所型サービスA/i I /生活機能向上連携加算 I	ハ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)(3月に1回を限度)	100単位加算	100	1月につき	90%	対象			
A7	1222	通所型サービスA/i II /生活機能向上連携加算 II			(2)生活機能向上連携加算(II)	200単位加算		200	90%	対象		
A7	1231	通所型サービスA/i /科学的介護推進体制加算	ニ 科学的介護推進体制加算			40単位加算		40	1月につき	90%	対象	
A7	1241	通所型サービスA/i I 1/処遇改善加算 I 1	ホ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I)	イ(1)週に1回程度の場合	所定単位数の92/1000加算		132	1月につき	90%	対象外	
A7	1242	通所型サービスA/i I 2/処遇改善加算 I 2				イ(2)週に2回程度の場合		267		90%	対象外	
A7	1243	通所型サービスA/i II 1/処遇改善加算 II 1		(2)介護職員等処遇改善加算(II)	イ(1)週に1回程度の場合	所定単位数の90/1000加算		129		90%	対象外	
A7	1244	通所型サービスA/i II 2/処遇改善加算 II 2				イ(2)週に2回程度の場合		261		90%	対象外	
A7	1245	通所型サービスA/i III 1/処遇改善加算 III 1		(3)介護職員等処遇改善加算(III)	イ(1)週に1回程度の場合	所定単位数の80/1000加算		115		90%	対象外	
A7	1246	通所型サービスA/i III 2/処遇改善加算 III 2				イ(2)週に2回程度の場合		232		90%	対象外	
A7	1247	通所型サービスA/i IV 1/処遇改善加算 IV 1		(4)介護職員等処遇改善加算(IV)	イ(1)週に1回程度の場合	所定単位数の64/1000加算		92		90%	対象外	
A7	1248	通所型サービスA/i IV 2/処遇改善加算 IV 2				イ(2)週に2回程度の場合		185		90%	対象外	
A7	9701	自立支援サービスプロセス加算 I	ヘ 自立支援サービスプロセス加算	イ(1)週に1回程度の場合	事業対象者、要支援1・2	500	1月につき	100%	対象外			
A7	9702	自立支援サービスプロセス加算 II			イ(2)週に2回程度の場合	事業対象者、要支援2		1,000	100%	対象外		
A7	9711	自立支援サービスアウトプット加算 I	ト 自立支援サービスアウトプット加算	要支援1に改善		要支援2	2,000	1月につき	100%	対象外		
A7	9712	自立支援サービスアウトプット加算 II		要支援1から非該当に認定区分が改善		要支援1	3,000		100%	対象外		
A7	9713	自立支援サービスアウトプット加算 III		要支援2から非該当に認定区分が改善		要支援2	4,000		100%	対象外		

○自立支援サービスプロセス加算の算定に当たっては、介護保険課への事前申請が必要です。(独自加算のサービスコードは全負担割合共通です。)

・通所型サービスA(基準緩和)

●2割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	給付率	支給限度額 対象区分				
種類	項目		算定回数	算定単位数								
A7	2001	通所型サービスA/ii 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合	事業対象者、要支援1・2	1,438	1月につき	80%	対象			
A7	2002	通所型サービスA/ii 1日割		1,438単位	日割の場合	47単位	47	1日につき	80%	対象		
A7	2003	通所型サービスA/ii 2		(2)週に2回程度の場合	事業対象者、要支援2		2,897	1月につき	80%	対象		
A7	2004	通所型サービスA/ii 2日割			2,897単位	日割の場合	95単位	95	1日につき	80%	対象	
A7	2804	通所型サービスA/ii 1/定超	定員超過の場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合 事業対象者、要支援1・2	1,438単位	定員超過の場合 × 70%	1,007	1月につき	80%	対象	
A7	2805	通所型サービスA/ii 1日割/定超				47単位		33		80%	対象	
A7	2814	通所型サービスA/ii 2/定超				2,897単位		2,028		80%	対象	
A7	2815	通所型サービスA/ii 2日割/定超				95単位		67		80%	対象	
A7	2904	通所型サービスA/ii 1/人欠	看護・介護職員が欠員の場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合 事業対象者、要支援1・2	1,438単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,007	1月につき	80%	対象	
A7	2905	通所型サービスA/ii 1日割/人欠				47単位		33		80%	対象	
A7	2914	通所型サービスA/ii 2/人欠				2,897単位		2,028		80%	対象	
A7	2915	通所型サービスA/ii 2日割/人欠				95単位		67		80%	対象	
A7	2101	通所型サービスA/ii 1/虐待防止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合 事業対象者、要支援1・2	14単位減算	-14	1月につき	80%	対象		
A7	2102	通所型サービスA/ii 1日割/虐待防止未実施減算				1単位減算	-1	1日につき	80%	対象		
A7	2103	通所型サービスA/ii 2/虐待防止未実施減算				29単位減算	-29	1月につき	80%	対象		
A7	2104	通所型サービスA/ii 2日割/虐待防止未実施減算				1単位減算	-1	1日につき	80%	対象		
A7	2111	通所型サービスA/ii 1/業務継続計画未策定減算	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合 事業対象者、要支援1・2	14単位減算	-14	1月につき	80%	対象		
A7	2112	通所型サービスA/ii 1日割/業務継続計画未策定減算				1単位減算	-1	1日につき	80%	対象		
A7	2113	通所型サービスA/ii 2/業務継続計画未策定減算				29単位減算	-29	1月につき	80%	対象		
A7	2114	通所型サービスA/ii 2日割/業務継続計画未策定減算				1単位減算	-1	1日につき	80%	対象		
A7	2201	通所型サービスA/ii 1/中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合 事業対象者、要支援1・2	所定単位数の5%加算	72	1月につき	80%	対象外		
A7	2202	通所型サービスA/ii 1日割/中山間地域等提供加算				日割の場合 所定単位数の5%加算	2	1日につき	80%	対象外		
A7	2203	通所型サービスA/ii 2/中山間地域等提供加算				所定単位数の5%加算	145	1月につき	80%	対象外		
A7	2204	通所型サービスA/ii 2日割/中山間地域等提供加算				日割の場合 所定単位数の5%加算	5	1日につき	80%	対象外		
A7	2121	通所型サービスA/ii 1/同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスAを行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合	376単位減算	-376	1月につき	80%	対象外		
A7	2122	通所型サービスA/ii 2/同一建物減算2				(2)週に2回程度の場合	752単位減算		-752	80%	対象外	
A7	2131	通所型サービスA/ii /送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	-47	片道につき	80%	対象		
A7	2211	通所型サービスA/ii I 1/提供体制加算 I 1	ロ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)	イ(1)週に1回程度の場合	88単位加算	88	1月につき	80%	対象外		
A7	2212	通所型サービスA/ii I 2/提供体制加算 I 2				イ(2)週に2回程度の場合	176単位加算		176	80%	対象外	
A7	2213	通所型サービスA/ii II 1/提供体制加算 II 1					(2)サービス提供体制強化加算(II)		イ(1)週に1回程度の場合	72単位加算	72	80%
A7	2214	通所型サービスA/ii II 2/提供体制加算 II 2				イ(2)週に2回程度の場合				144単位加算	144	80%
A7	2215	通所型サービスA/ii III 1/提供体制加算 III 1					(3)サービス提供体制強化加算(III)		イ(1)週に1回程度の場合	24単位加算	24	80%
A7	2216	通所型サービスA/ii III 2/提供体制加算 III 2				イ(2)週に2回程度の場合				48単位加算	48	80%
A7	2221	通所型サービスA/ii I /生活機能向上連携加算 I	ハ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)(3月に1回を限度)			100単位加算	100	1月につき	80%	対象	
A7	2222	通所型サービスA/ii II /生活機能向上連携加算 II			(2)生活機能向上連携加算(II)	200単位加算	200	80%		対象		
A7	2231	通所型サービスA/ii /科学的介護推進体制加算	ニ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	40	1月につき	80%	対象		
A7	2241	通所型サービスA/ii I 1/処遇改善加算 I 1	ホ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I)	イ(1)週に1回程度の場合	所定単位数の92/1000加算	132	1月につき	80%	対象外		
A7	2242	通所型サービスA/ii I 2/処遇改善加算 I 2					イ(2)週に2回程度の場合		267	80%	対象外	
A7	2243	通所型サービスA/ii II 1/処遇改善加算 II 1		(2)介護職員等処遇改善加算(II)	イ(1)週に1回程度の場合	所定単位数の90/1000加算			129	80%	対象外	
A7	2244	通所型サービスA/ii II 2/処遇改善加算 II 2					イ(2)週に2回程度の場合		261	80%	対象外	
A7	2245	通所型サービスA/ii III 1/処遇改善加算 III 1		(3)介護職員等処遇改善加算(III)	イ(1)週に1回程度の場合	所定単位数の80/1000加算			115	80%	対象外	
A7	2246	通所型サービスA/ii III 2/処遇改善加算 III 2					イ(2)週に2回程度の場合		232	80%	対象外	
A7	2247	通所型サービスA/ii IV 1/処遇改善加算 IV 1		(4)介護職員等処遇改善加算(IV)	イ(1)週に1回程度の場合	所定単位数の64/1000加算			92	80%	対象外	
A7	2248	通所型サービスA/ii IV 2/処遇改善加算 IV 2					イ(2)週に2回程度の場合		185	80%	対象外	
A7	9701	自立支援サービスプロセス加算 I	ヘ 自立支援サービスプロセス加算	イ(1)週に1回程度の場合	事業対象者、要支援1・2	500		1月につき	100%	対象外		
A7	9702	自立支援サービスプロセス加算 II				イ(2)週に2回程度の場合	事業対象者、要支援2		1,000	100%	対象外	
A7	9711	自立支援サービスアウトプット加算 I	ト 自立支援サービスアウトプット加算	要支援1に改善	要支援2	2,000	1月につき	100%	対象外			
A7	9712	自立支援サービスアウトプット加算 II				要支援1から非該当に認定区分が改善		要支援1	3,000	100%	対象外	
A7	9713	自立支援サービスアウトプット加算 III				要支援2から非該当に認定区分が改善		要支援2	4,000	100%	対象外	

○自立支援サービスプロセス加算の算定に当たっては、介護保険課への事前申請が必要です。(独自加算のサービスコードは全負担割合共通です。)

・通所型サービスA(基準緩和)

●3割負担

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	給付率	支給限度額 対象区分					
種類	項目											
A7	3001 通所型サービスA/iii 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合	事業対象者、要支援1・2	1,438	1月につき	70%	対象				
A7	3002 通所型サービスA/iii 1日割		1,438単位	日割の場合	47	1日につき	70%	対象				
A7	3003 通所型サービスA/iii 2		(2)週に2回程度の場合	事業対象者、要支援2	2,897	1月につき	70%	対象				
A7	3004 通所型サービスA/iii 2日割			2,897単位	日割の場合	95	1日につき	70%	対象			
A7	3804 通所型サービスA/iii 1/定超	定員超過の場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合 事業対象者、要支援1・2	1,438単位	1月につき	70%	対象				
A7	3805 通所型サービスA/iii 1日割/定超				47単位				定員超過の場合 × 70%	33		
A7	3814 通所型サービスA/iii 2/定超				2,897単位				(2)週に2回程度の場合 事業対象者、要支援2	2,028		
A7	3815 通所型サービスA/iii 2日割/定超				95単位				日割の場合	67		
A7	3904 通所型サービスA/iii 1/人欠	看護・介護職員が欠員の場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合 事業対象者、要支援1・2	1,438単位	1月につき	70%	対象				
A7	3905 通所型サービスA/iii 1日割/人欠				47単位				看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	33		
A7	3914 通所型サービスA/iii 2/人欠				2,897単位				(2)週に2回程度の場合 事業対象者、要支援2	2,028		
A7	3915 通所型サービスA/iii 2日割/人欠				95単位				日割の場合	67		
A7	3101 通所型サービスA/iii 1/虐待防止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合 事業対象者、要支援1・2	14単位減算	1月につき	70%	対象				
A7	3102 通所型サービスA/iii 1日割/虐待防止未実施減算				1単位減算				日割の場合	-1		
A7	3103 通所型サービスA/iii 2/虐待防止未実施減算				29単位減算				(2)週に2回程度の場合 事業対象者、要支援2	-29		
A7	3104 通所型サービスA/iii 2日割/虐待防止未実施減算				1単位減算				日割の場合	-1		
A7	3111 通所型サービスA/iii 1/業務継続計画未策定減算	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合 事業対象者、要支援1・2	14単位減算	1月につき	70%	対象				
A7	3112 通所型サービスA/iii 1日割/業務継続計画未策定減算				1単位減算				日割の場合	-1		
A7	3113 通所型サービスA/iii 2/業務継続計画未策定減算				29単位減算				(2)週に2回程度の場合 事業対象者、要支援2	-29		
A7	3114 通所型サービスA/iii 2日割/業務継続計画未策定減算				1単位減算				日割の場合	-1		
A7	3201 通所型サービスA/iii 1/中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合 事業対象者、要支援1・2	所定単位数の5%加算	1月につき	70%	対象外				
A7	3202 通所型サービスA/iii 1日割/中山間地域等提供加算				所定単位数の5%加算				日割の場合	2		
A7	3203 通所型サービスA/iii 2/中山間地域等提供加算				所定単位数の5%加算				(2)週に2回程度の場合 事業対象者、要支援2	145		
A7	3204 通所型サービスA/iii 2日割/中山間地域等提供加算				所定単位数の5%加算				日割の場合	5		
A7	3121 通所型サービスA/iii 1/同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスAを行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合	376単位減算	1月につき	70%	対象外				
A7	3122 通所型サービスA/iii 2/同一建物減算2				752単位減算				(2)週に2回程度の場合	-752		
A7	3131 通所型サービスA/iii /送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	片道につき	70%	対象				
A7	3211 通所型サービスA/iii I 1/提供体制加算 I 1	ロ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)	イ(1)週に1回程度の場合	88単位加算	1月につき	70%	対象外				
A7	3212 通所型サービスA/iii I 2/提供体制加算 I 2				176単位加算				イ(2)週に2回程度の場合	176		
A7	3213 通所型サービスA/iii II 1/提供体制加算 II 1				(2)サービス提供体制強化加算(II)				イ(1)週に1回程度の場合	72単位加算	70%	対象外
A7	3214 通所型サービスA/iii II 2/提供体制加算 II 2									144単位加算		
A7	3215 通所型サービスA/iii III 1/提供体制加算 III 1				(3)サービス提供体制強化加算(III)				イ(1)週に1回程度の場合	24単位加算	70%	対象外
A7	3216 通所型サービスA/iii III 2/提供体制加算 III 2									48単位加算		
A7	3221 通所型サービスA/iii I /生活機能向上連携加算 I	ハ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(I)(3月に1回を限度)	100単位加算	1月につき	70%	対象				
A7	3222 通所型サービスA/iii II /生活機能向上連携加算 II				200単位加算				(2)生活機能向上連携加算(II)	200		
A7	3231 通所型サービスA/iii /科学的介護推進体制加算	ニ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	1月につき	70%	対象				
A7	3241 通所型サービスA/iii I 1/処遇改善加算 I 1	ホ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I)	イ(1)週に1回程度の場合	所定単位数の92/1000加算	1月につき	70%	対象外				
A7	3242 通所型サービスA/iii I 2/処遇改善加算 I 2				267				イ(2)週に2回程度の場合			
A7	3243 通所型サービスA/iii II 1/処遇改善加算 II 1				(2)介護職員等処遇改善加算(II)				イ(1)週に1回程度の場合	129	70%	対象外
A7	3244 通所型サービスA/iii II 2/処遇改善加算 II 2									261		
A7	3245 通所型サービスA/iii III 1/処遇改善加算 III 1				(3)介護職員等処遇改善加算(III)				イ(1)週に1回程度の場合	115	70%	対象外
A7	3246 通所型サービスA/iii III 2/処遇改善加算 III 2									232		
A7	3247 通所型サービスA/iii IV 1/処遇改善加算 IV 1				(4)介護職員等処遇改善加算(IV)				イ(1)週に1回程度の場合	92	70%	対象外
A7	3248 通所型サービスA/iii IV 2/処遇改善加算 IV 2									185		
A7	9701 自立支援サービスプロセス加算 I	ヘ 自立支援サービスプロセス加算		イ(1)週に1回程度の場合	事業対象者、要支援1・2	1月につき	100%	対象外				
A7	9702 自立支援サービスプロセス加算 II				事業対象者、要支援2				1,000			
A7	9711 自立支援サービスアウトプット加算 I	ト 自立支援サービスアウトプット加算			要支援1に改善	1月につき	100%	対象外				
A7	9712 自立支援サービスアウトプット加算 II				要支援1から非該当に認定区分が改善				要支援1	3,000		
A7	9713 自立支援サービスアウトプット加算 III				要支援2から非該当に認定区分が改善				要支援2	4,000		

○自立支援サービスプロセス加算の算定に当たっては、介護保険課への事前申請が必要です。(独自加算のサービスコードは全負担割合共通です。)